

第 107 回運営委員会の協議状況

日 時 平成 22 年 8 月 9 日(月) 13:30~19:00
 場 所 宝塚商工会議所 第 2,3 会議室 (ソリオ 2 [6F])
 出席者 (委員) 松本(誠)、池淵、奥西、川谷、法西、村岡、岡田、佐々木、田村、中川、山仲
 (河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、志茂、平塚、川野、吹田、宮永、関、山内、前田、
 伊藤、矢尾
 (コンサルタント) 村上、竹田、梶谷、富士川

内容 (協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について

武庫川水系河川整備計画 (原案) の審議の進め方について協議し、以下のことを確認した。

- (1) 第 60 回~第 65 回流域委員会における審議結果 (資料 2) について
 - ① 第 65 回流域委員会の審議結果は、記載の内容で妥当であることを確認した。
 - ② 「以降の論点で議論する事項」に記載された事項のうち、「9 下流部築堤区間 (地球温暖化に関する部分)」「10 下流部掘込区間」「12 堤防強化」の事項については、「修文整理表に記載済」として整理し、今後、修文の中で議論する。
- (2) 審議内容の整理について
 - ① 青葉台付近の河川改修計画について
 - ・ 県から 3 つの選択肢についての検討経過の説明を受け、流域住民および関係住民への説明責任を果たすための留意点等について委員から意見が出された。今後、県から示される下流部掘込区間の整備計画の修文内容を運営委員会で確認した上で、青葉台の河川改修について流域委員会へ報告する。
 - ・ 青葉台における住民への周知プロセスや合意形成については、推進体制の論点審議ところでケーススタディとして振り返る場合もある。
 - ② 流域連携・フォローアップ等について
 - ・ 流域連携・フォローアップ等の議論については、第 66 回流域委員会での論点審議に向けて、第 108 回運営委員会で改めて整理する。
- (3) 次期整備計画に向けた検討課題の取り扱いについて
 - ① 県から、資料編の最後に「次期河川整備計画に向けた検討事項についての流域委員会委員の提案と県の考え」という形で記載すればどうかという提案があった。
 - ② 検討課題として何を盛り込むか、どういう位置づけなのかをはっきりさせる必要があるため、委員長がたたき台を作成し、第 108 回運営委員会又は第 109 回運営委員会で議論する。各委員も具体的な意見があれば提案をいただきたい。
- (4) 第 68 回流域委員会以降の委員会の日程について
 - ① 第 68 回流域委員会 (9/16) で全ての審議を終了できるように審議をすすめるが、その場合でも審議終了後の事務整理等の調整が必要なために、以下のとおり運営委員会の追加日程を決定した。
 ○第 111 回運営委員会 9 月 21 日(火) 午後

(主な意見等)

(1) 審議内容の整理について

① 青葉台付近の河川改修計画について

- ・ No. 176 付近の右岸側の河川区域のラインは不自然である。昭和 50 年の河川区域指定時の右岸の民地の形状はどうなっていたのか。
- ・ 現状とほぼ同じである。不自然な部分は民地と考えられる。昭和 50 年の河川区域の設定は昭和 44 年の測量によるものであり、その時点で既に人工地盤になっていたと思われる。(県)
- ・ 太多田川合流点から上流は河川側へ国道を拡幅しないとのことであるが、住民はもう少し上流でも河川側へ拡幅があると思っているのではないか。また、拡幅する箇所については、河川幅を縮減せずに河川上部

への張り出しのような構造ができるのではないか。これ以上、河道へしわ寄せすることは避けるべきである。

- ・ 国道の構造は現在国土交通省と協議中である。最大の拡幅幅は約 20m 程度あり、河道幅を現状維持したまま河川の上部へ張り出すことが構造上可能かどうかの検討は必要である。(県)
- ・ 今回改修する目標流量は、旧計画(工事実施基本計画)の全体計画で設定した流量(1900m³/s)になっている。この話をどういう位置づけとして河川整備計画で議論するのか。
- ・ 整備計画の目標流量は生瀬大橋で 2700m³/s。この値はむしろ基本方針流量に近い。住民に対しては、基本方針流量も考慮して計画しているという説明をしているが、整備計画流量と基本方針流量を説明する場合の整備計画断面の整備イメージを示してほしい。
- ・ 青葉台のあたりはまだ全計レベルの改修が終わっていないため、整備計画には、当面は全計レベルの 1900m³/s を満足させてから最終的に戦後最大の洪水を流下できるように整備するという記載としている。整備計画の文章として、こうした記載でよいのかどうかは議論の対象になる。地元協議自体は議論の対象にはならないのではないか。(県)
- ・ この区間については一次改修が終了していないが、計画には連続性を持たせて記載しないとイケない。整備計画の中にどう位置づけるかというのが重要であり、実施の話ではないと思う。きちんと区分して議論しないとイケない。地元協議については、中に立ち入って議論する必要のない話である。
- ・ 整備計画の「当面は」という表現が非常にあいまいである。1900m³/s が次の整備計画の改修に向けてどう活きるのか、整合性がとれるのか。
- ・ 1900m³/s の整備が終われば、満杯で 2700m³/s が流れるようになる。(県)
- ・ この地区は浸水被害の実績がなく、宅地は高いところにあるため、今後も浸水しないと思われる。それだけに余計に住民の説得が難しい。
- ・ 権利関係がかかわる住民には計画段階から情報共有をしておく必要がある。そのことはこれまでも何回も言ってきたはずである。
- ・ いままで行き違いがこういう結果を生んでいることを分かってもらえればいい。こういうことが重なってくると河川整備計画が実施できるのか心配である。
- ・ 地域の方々の協力が大事であり、これからも丁寧な説明に努めていく。また、河川整備計画の内容についても修正することを考えている。(県)

② 流域連携、フォローアップ等について

- ・ 「川まち交流拠点」は今後、検討すべき課題であると認識しており、県から修文がでてきてから議論したい。流域連携については課題がたくさんあるので、委員からももっと意見を出してほしい。
- ・ たくさんの課題があることは認識しているが、多くの課題があることを記載するより、具体的な参画と協働の活動を通して、これから取り組もうということも含めて課題の内容を掘り下げていく中で、お互いに課題を共有するという形になってくるのではないかと思う。(県)
- ・ それをいつ誰が掘り下げていくのかストーリーが見えない。どのような課題があるのかも明らかになっていない。河川管理者の課題は明らかでも、住民はそれでは収まらない課題を持っている。
- ・ 内容が具体化しているもの、抽象的なもの、それに接する住民の温度差などさまざまな課題がある。今の段階ですべて区分することは可能か。具体的な参画と協働の取り組みの中で連携の輪を広げていく方法の方がよいのではないか。(県)
- ・ 「川を活かしたまちづくり」と「流域を視野にいたした川づくり」という二つの視点の違いではないかと感じる。後者は整備計画で絶対に必要であるが、前者は全てを押し込むのは無理である。その視点を整理した上で、基礎自治体への橋渡しをどうするかを計画に書き込む必要がある。
- ・ ①流域連携の枠組み全体をまず示し、武庫川の参画と協働を明確にすること。②これまでやってきた連携を今後どのように変えていくのか。官製協議会依存からの脱却。③行政の縦割りを取り払うこと。川のことを考えているのは河川管理者だけではない。④資金・情報・場の提供と行政の住民活動への参加。以上の4つの視点を盛り込んだ整備計画とすべきである。
- ・ なぜ武庫川では加古川や千種川のように住民活動に対する行政の支援ができないのか。

- ・ 武庫川づくりと流域連携を進める会の取り組みも実績を積み重ねている。県がなぜサポートする意識にならないのか不思議である。
- ・ 税金を使用するので透明性が大事であり、特定の団体に助成金を渡すことは難しい。(県)
- ・ 行政が住民や住民組織と協働する場合、支援するのはすべてに平等ではなく、支援する対象を特定しないと協働できない。流域連携を口にするなら、どのような組織をパートナーとするのかを明確にすべきだ。
- ・ 流域連携の中で行政の役割は何かを整理することが必要である。だれがどういう役割を果たせるのか。様々な活動の情報を共有した上で、それぞれがその役割を果たすということでないか。
- ・ 配布資料のような天然アユのイベントを行うなら、その流域の NPO 団体に一声かける。それが連携である。実際そのことに関わっている人とどのように関わっていくかが連携である。
- ・ 今回配布しているのは、記者発表の前に少しでも早くお知らせするためであり、決まったばかりの計画である。(県)

(2) 次期整備計画に向けた検討課題について

- ・ 委員会から提案のあった検討課題の整備計画への記載については、補足資料に示したとおり、資料編の最後に「次期河川整備計画に向けた検討事項についての流域委員会委員の提案と県の考え」という形で記載すればどうかと考えている。(県)
- ・ こういった項目を上げてもらうのは良いと思うが、委員会の見解と委員個人の見解とは本質的に違うため、委員会として見解を出すべきではないか。単なる議事録では意味がない。
- ・ どのように処理するのかという観点で、議論するのが妥当であると思う。委員会としての統一見解を出そうとすれば、かなりボリュームのあるプロセスを踏む必要がある。
- ・ 何を盛り込むのかをクリアにして、どのような位置づけにするのかをはっきりさせる必要がある。次回か次々回の運営委員会ですたき台をもとに議論する必要がある。
- ・ 資料編の冒頭に記載のある資料編の位置づけは、現場担当者が計画を理解できる資料編となっていることは当たり前で、河川整備計画は流域住民や事業者など流域全体が理解できるものという位置づけをもっと強調しておく必要があるのではないか。
- ・ 資料 4-4 は説明資料としての位置づけの資料であるが、この資料が破棄されるのではなく、この資料をもとにしてもっと充実させたようなものがこの資料編になるという理解でよいか。
- ・ 論点審議項目①の整備計画等の位置づけの話である。次回の流域委員会で審議できると思う。
- ・ 次期河川整備計画に向けた検討事項とあるが、課題は次期整備計画に向けたものだけでなくそれ以外にもあるのではないか。
- ・ この形に決まったわけではないので、この表現にこだわることはない。提案はできる限り委員会として一つにまとめたい。これからの課題として記載しておくべきことを具体的にあげて議論すればよい。
- ・ 資料編の「次期河川整備計画に向けた検討事項についての流域委員会委員の提案と県の考え」は、資料編とは別資料とし、整備計画、資料編と併せて3本柱とすればどうか。

2 河川整備計画(原案)等の修文(案)について

県より「河川整備計画(原案)等の修文に関する資料」(資料 4-1~4-6)について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ① 資料 4-1 で、7月 28 日時点修正案に対する意見照会の結果、県の示した修正案および考え方に対して意見がなかった項目と、流域委員会および運営委員会での議論により審議終了となった項目について、整理状況を「A：県の修文案に対し意見なし(済)」とすることを確認した。

※「A：県の修文案に対し意見なし(済)」を確認した項目(資料 4-1)

(P7 : 7、P10 : 15、P11 : 24、P12 : 79、P30 : 21、22、⑥、P31 : 24、③、④、39、66、P36 : 28、P39 : 28、P40 : 49、69、P42 : 27、P48 : 43)

- ② 県は、今回提示した整備計画等の 8 月 9 日時点修正案について、資料 4-6 の意見提出様式を一部修正（照会の対象となる項目が分かるような説明を追記）し、各委員に意見照会する。
- ③ 委員は、運営委員会で決定した上記②の様式に従い、整備計画等の 8 月 9 日時点修正案に対する修文意見を提出する。なお、修文意見がない場合でも、回答様式①は必ず提出することとする。（提出期限：8 月 13 日）
- ④ 資料 4-1 に赤字で新たに示された修文内容及び県の考え方については、意見照会に対する委員からの回答を踏まえて、第 108 回運営委員会で確認する。

◆ 第 107 回運営委員会配付資料

（第 66 回流域委員会の審議の進め方について）

資料 1 第 66 回武庫川流域委員会次第（案）

（武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する論点審議の審議結果）

資料 2 第 60 回～第 65 回流域委員会における審議結果の整理表（案）

（青葉台付近の河川改修計画について）

資料 3 武庫川河川改修計画について

（河川整備計画（原案）等の修正について）

資料 4-1 武庫川水系河川整備計画（原案）等の修文整理表（8 月 9 日時点）

資料 4-2 武庫川水系河川整備計画（原案）〔8 月 9 日時点修正案〕

資料 4-3 武庫川流域総合治水推進計画（仮称）【県原案】〔8 月 9 日時点修正案〕

資料 4-4 武庫川水系河川整備計画（原案）説明資料〔8 月 9 日時点修正案〕

資料 4-5 武庫川水系河川整備計画（原案）等の 7 月 28 日時点修正案に対する委員意見

資料 4-6 武庫川水系河川整備計画（原案）等の 8 月 9 日時点修正案に対する意見提出様式

（武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する委員意見）

資料 5 武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する意見書（その 7）

（流域連携・フォローアップ等について）

資料 6-1 武庫川における流域連携の考え方

資料 6-2 武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会（仮称）のイメージ

（アンケート）

資料 7 第 65 回 武庫川流域委員会アンケート

（補足資料）

次期河川整備計画に向けた検討事項についての流域委員会委員の提案について（案）

《第 60 回流域委員会資料》【配布済み分】

（武庫川水系河川整備計画（原案）等に対する論点の整理について）

⑥資料 4-1、⑥資料 4-2、⑥資料 4-3

《第 60～第 65 回流域委員会資料》【配布済み分】

（武庫川水系河川整備計画（原案）等の論点に関する委員意見）

⑥資料 5、⑥資料 4、⑥資料 4、⑥資料 4、⑥資料 5、⑥資料 4

注 ⑥、⑥、⑥、⑥、⑥、⑥は、それぞれ第 60 回、第 61 回、第 62 回、第 63 回、第 64 回、第 65 回の流域委員会を指す。

第108回運営委員会の協議状況

日時 平成22年8月17日(火) 13:30~19:00

場所 アピアホール(アピアギャラリー)「アピア1 5F」

出席者 (委員) 松本(誠)、川谷、村岡、長峯、岡田、草薙、佐々木、田村、中川、山仲
(河川管理者) 松本、土居、野村、杉浦、勝野、長尾、志茂、平塚、川野、吹田、山内、前田、矢尾
(コンサルタント) 村上、梶谷、富士川

内容(協議結果)

1 武庫川水系河川整備計画(原案)の審議の進め方について

武庫川水系河川整備計画(原案)の審議の進め方について協議し、以下のことを確認した。

(1) 第66回流域委員会の議事内容及び審議の進め方について

- ① 第60回~第65回流域委員会で議論し、確認した事項を集約した審議結果の整理表(案)の内容確認を行う。
- ② 県は、第65回流域委員会で質問のあった、流域各市が求める武庫川の河川景観についての意見照会結果を報告する。
- ③ 青葉台付近の河川改修計画についての運営委員会での審議結果を整備計画の修正案をもとに委員長が報告する。
- ④ 県は、運営委員会での修文作業の状況について、各委員からの修文意見とそれに対する県の考え方を整理した修文整理表および、整備計画等の8月17日時点修正案等を配布して報告する。
- ⑤ 論点審議は、「⑥推進体制に関すること」から議論を始めて、「⑦その他」、最初に戻り「①整備計画(原案)、総合治水推進計画(県原案)の位置づけに関すること」まで進め、論点項目を一巡させる。
- ⑥ 県は、第107回運営委員会で配布した新たな資料編の構成案とともに、それを踏まえた資料編の目次を配布し説明する。
- ⑦ 県から提案される資料編とともに、これまでの論点審議で積み残した項目について審議を行う。

(2) 第60回~第65回流域委員会における審議結果について

- ① 「以降の論点で議論する事項」に記載された事項のうち、「9 下流部築堤区間(粗度係数および流下能力の算定に必要な流量観測の充実)」については、「修文整理表に記載済」として整理し、今後、修文の中で議論する。

(3) 審議内容の整理について

① 既存ダムの活用について

- ・ 第66回流域委員会で、流量配分を変更して、今期の整備計画の中に既存ダム活用を位置づけることの可否を最終的に確認し、その上で、その他の検討課題と併せて今期整備計画の中でどのように取り扱うのかについて、県が提案する資料編案を踏まえて議論する。

② 資料編について

- ・ 第62回流域委員会で県が提示した整備計画の説明資料と参考資料については、資料編という名称で一本化する。

(4) 今後の審議スケジュールについて

- ① 前回運営委員会で開催日を決定した第111回運営委員会について、県からの要請を踏まえて開始時間と開催場所を以下のとおり変更、決定した。

- ・ 日時: 9月21日(火) 15:00~ 場所: 県庁周辺の会議室

(主な意見等)

(1) 審議内容の整理について

① 既存ダムの活用について

- ・ 第 66 回流域委員会での既存ダムの議論はイメージがつかめない。どのような議論をするのか。
- ・ 今期計画の中で数値を変えて盛り込むという可能性を完全に消しきっていないため、検討課題として先送りするというのでよいか、はっきり確認する必要がある。その方向性を確認した上で、県が提案している資料編案も踏まえてどう記載していくかということ議論していく。
- ・ 整備計画に含まれていないものについてどう扱うかという議論をするのではないのか。千苺ダムという個別の課題を取り上げると、また同じ話になってしまうのではないかと懸念する。
- ・ 千苺ダムについて検討項目を具体化してもう一度洗い出してみると、整備計画との関係も含めて方向性が見えてくるのではないかと思う。
- ・ 本質的に数値として取り上げていないものに方向性をもたせるとはどういうことか。理解できない。
- ・ 地下水の活用に関する課題は本来、水循環にかかわる問題であるが、もう少し洗ってみることで、例えば千苺ダムの治水活用に伴う渇水リスクのところでの問題にも活かせることになるのではないか。
- ・ 既に多目的ダムとしてできている施設の利水と治水の振り分けを変えるという話と、利水 100%のダムをこれから治水機能を持たせたダムにつくりかえるという話とは全然違う。
- ・ 今期計画に入れると言っているのではない。委員会の提言以降、新規ダムに頼らず、既存ダム活用を優先的に検討して、それがどうしてもできないときに新規ダムも選択肢として考えるというスタンスでこれまで考えてきた。そういった位置づけを明確にしながら継続課題の方向性を考える必要もあるのではないか。意見の分かれるところであるので、方向性を決める議論はしたほうがよい。
- ・ 千苺ダムと新規ダムのどちらを優先するのかといったことは、基本方針のときに既に議論した話である。どちらも今回の整備計画では位置づけられてはおらず、議論の対象だとは思えない。
- ・ 議論の中で論点が明確になれば、検討課題としてどう記載するかというのが議論の対象になる。
- ・ 次の整備計画に向けてのダムの話を今回の本委員会で議論するのは避けていただきたい。(県)
- ・ 計画論の議論である。整備計画に位置づけられないものを記載するのはおかしいという意見と、今次整備計画の期間中に具体化を調査検討すべき課題を含めた今後のことも取り入れたものにすべきという 2 つの立場がある。そこを議論して合意形成するのが委員会の役割である。
- ・ 新規ダムか既存ダムかという話ではなく、計画に入らなかったダム等の話をどう処理するかを議論して決めていただきたい。(県)
- ・ 新規ダムと既存ダムのどちらがよいかという話はしない。これまで 10 年間の議論の延長線上で、整備計画の中でどう反映させるかという議論である。
- ・ 既存ダムの話題は、今期計画での具体化の話題なのか、次の整備計画のための準備をしていく話題なのかをはっきりさせて議論したい。検討課題は他にもある。具体化するものではないが、計画としてこういったことも盛り込めばどうかという話であれば取れんすると思うが、既存ダムという言葉から入れば、今のよう議論になりかねない。そうではなく、既存ダムに関わる話題を遊水地等他の課題も含めてどう記載するかを決めるものだと整理しておく必要がある。
- ・ そもそも継続検討については、県が既存ダム、新規ダムを継続検討としたいというところから始まった議論である。
- ・ 既存ダムの絡みで継続検討の話題がでてきたのは事実であるが、今後検討していくべき課題の取り扱いの議論において、既存ダムを特に取り上げることはないと思う。
- ・ 既存ダムの問題は具体的に今期計画に入れるかどうかという議論があったため、今回は継続課題として具体的なことを記載した形で取れんさせることで合意をしておかないと修文作業ができないことから、次回の本委員会で確認する。既存ダムだけでなく、他の課題もまとめて継続課題として記載する方向で、どのように記載するかという議論になる。現在委員会として方向性がないため、議題として議論すれば、方向が定まるのではないか。そういう方向での取れん策を考えるしかまとめる方法はないのではないかと考えている。

2 河川整備計画(原案)等の修文(案)について

県より「河川整備計画(原案)等の修文に関する資料」(資料 4-1~4-6)について説明の後、意見交換を行い、以下のことを確認した。

- ⑤ 資料 4-1 で 8 月 9 日時点修正案に対する意見照会の結果、県の示した修正案および考え方に対して意見がなかった項目について、個別に確認し、以下のとおり整理した。

「A：県の修文案に対し意見なし(済)」とする項目(資料 4-1)

P2：100、P3：2、P7：5、P8：(1)、2、P12：29、P13：54、106、P14：50、124、72、P15：78、
P16：152、40、P17：51、52、P23：①、P24：35、5、6、8、9、P25：11、P26：12、14、
P27：20、21、22、34、121、P29：37、55、80、P30：12、P32：56、P33：57、58、59、73、
P35：92、93、P36：130、P37：(8)、(9)、147、P38：149、60、61、P40：86、87、P41：88、89、108、
P42：133、150、P44：97、P45：128、129、137、139、P46：151、154、155、46、P47：47、67、68、
P49：25、70、71、77、112、P50：62、P51：64、65、74、76、P52：110、123、P53：135、P56：156、
P62：⑤、16、P63：34、P65：99、P67：114、P68：116、P69：18、19、33、90、P70：42、
P71：44、101、P72：104、115、P73：⑧

※P14：50は、第 66 回流域委員会での青葉台付近の河川改修計画についての運営委員会報告に向けて、整備計画の再修文を行う。(修文内容については委員長と事前に調整)

※P35：92は、流域対策の効果量 30m³/s の内訳がわかるよう本編に資料編との関連について追記の検討が必要。

「C：論点審議済であるが再審議が必要」とする項目(資料 4-1)

P30(7)

- ⑥ 県は、今回提示した整備計画等の 8 月 17 日時点修正案について、資料 4-6 の意見提出様式を一部修正して各委員に意見照会する。
- ⑦ 委員は、運営委員会で決定した上記②の様式に従い、整備計画等の 8 月 17 日時点修正案に対する修文意見を提出する。なお、修文意見がない場合でも、回答様式①は必ず提出することとする。(提出期限：8 月 20 日)
- ⑧ 県は、第 66 回流域委員会(8/24)で、整備計画等の 8 月 17 日時点修正案とともに、照会に対する委員からの回答(期限までに回答のあったもの)を盛り込んだ修文整理表を提示する。

(主な意見等)

- 全体構成に関わる部分は、個々の修文だけを見てもわからないので、全体を通してみる時に考えることとする。全体を通して見たときに、修正すべき点が出てくればその時点で修正していただく。
- (P. 14 50 関連)
 - この修文の表現であれば、青葉台地区は家屋が多くて被害を受けるためこの地区を優先して改修するというように読み取れる。改修しなくても、青葉台地区の家屋が直接被害を受ける訳ではないのでしっかりこない。P43 の下流部築堤区間の表現と整合を図るべきである。
- (P. 30 (7) 関連)
 - 遊水地については、今期の計画で整備する面積を変えるという話ではないが、今後、浄化センター用地での更なる遊水地拡張を検討すべきであるということが課題になっているため、検討課題の論点として残しており、県の回答に意見なし「済」ではない。
 - この回答では納得できない。既存ダムと同じように再審議の論点であると認識している。
 - 修文の話題でなく、継続検討課題の取り扱いの話題ではないか。
 - こだわりがあるものについては意思表示していく必要があると思うが、事務的には整理の仕方として、照会の結果、意見が出ていないものについて網掛けしてもらうのはよいと思う。

(P.35 92 関連)

- 流域対策の整備箇所数を資料編に記載し、本文には米印で参照ページの説明を入れればよいのではないかと。
- 箇所数は想定する目標でもあるので、できれば本文に入れるべきである。甲武橋地点で 30m³/s という記載だけでは、住民にはわからない。
- 箇所数を書く意味がよくわからない。水を貯められたらピーク流量の大きさが抑えられるのではないかと考えられているのではないかと。30m³/s という大きさが、単なる足し算ではないことをきちんと認識しておかないといけない。
- 具体の箇所数を出すには自治体等の協力も必要で難しいことなのだろうと思うが、イメージしにくいのは同感である。あくまで想定する箇所数なので、結果的に変更があっても構わない。住民にわかりやすいという視点での修文の努力はもう少し必要であると思う。
- 資料編に記載してそれを参照することは検討する。(県)

◆ 第108回運営委員会配付資料

資料1 第107回運営委員会の協議状況

(第66回流域委員会の審議の進め方について)

資料2 第66回武庫川流域委員会次第(案)

(武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する論点審議の審議結果)

資料3 第60回～第65回流域委員会における審議結果の整理表(案)

(河川整備計画(原案)等の修正について)

資料4-1 武庫川水系河川整備計画(原案)等の修文整理表(8月17日時点)

資料4-2 武庫川水系河川整備計画(原案)[8月17日時点修正案]

資料4-3 武庫川流域総合治水推進計画(仮称)【県原案】[8月17日時点修正案]

資料4-4 武庫川水系河川整備計画(原案)参考資料[8月17日時点修正案]

資料4-5 武庫川水系河川整備計画(原案)等の8月9日時点修正案に対する委員意見

資料4-6 武庫川水系河川整備計画(原案)等の8月17日時点修正案に対する意見提出様式

(武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する委員意見)

資料5 武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する意見書(その7)

《第60回流域委員会資料》【配布済み分】

(武庫川水系河川整備計画(原案)等に対する論点の整理について)

⑥0資料4-1、⑥0資料4-2、⑥0資料4-3

《第60～第65回流域委員会資料》【配布済み分】

(武庫川水系河川整備計画(原案)等の論点に関する委員意見)

⑥0資料5、⑥1資料4、⑥2資料4、⑥3資料4、⑥4資料5、⑥5資料4

注) ⑥0、⑥1、⑥2、⑥3、⑥4、⑥5は、それぞれ第60回、第61回、第62回、第63回、第64回、第65回の流域委員会を指す。